

令和5年(ワ)第1781号 損害賠償等請求事件

原告 A 外2名

被告 恵庭市 外2名

## 求釈明申立書(3)

2024(令和6)年1月29日

札幌地方裁判所民事第1部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 船 山 暁 子

弁護士 中 島 哲  
外

### 第1 調査委員会関係資料について

#### 1 被告恵庭市に対して提出を求める資料

原告らは、被告恵庭市が調査委員会に提出した資料である「電話・口頭受理事件処理簿(平成28年7月8日)」について、改めて証拠として提出を求める。

#### 2 提出を求める理由

(1) 被告恵庭市は、その準備書面(1)「第3」第1項(3)オ(4頁)において、「乙C14号証に含まれており参照されたい。」とし、あたかも乙C第14号証(証拠保全されたeふらっと資料)内の平成28年7月8日付け「電話(口頭)受理事件処理簿」(同号証1頁)が該当する資料であるかのように説明する。

(2) しかし、この説明は明らかに事実に反し、原告らが2023（令和5）年1月22日付け求釈明申立書において提出を求めた、被告恵庭市の調査委員会に提出された「電話・口頭受理事件処理簿（平成28年7月8日）」は乙C第14号証とは別に存在する。

その理由は以下のとおりである。

ア 求釈明の根拠となるのは、被告恵庭市作成の公文書非公開決定書（甲19）であるところ、公文書非公開決定書別紙「特定した公文書の件名及び非公開とした理由」の「議題その他調査委員会に提出された資料 審議資料」欄に対応する「特定した公文書の件名」欄（甲19・3～4頁）の記載から、以下のことが読み取れる。

(ア) 「4 eふらっと提供資料（証拠保全されたもの）」の後に、これとは別に「5 電話・口頭受理事件処理簿（平成28年7月8日）」が列挙されており、「電話・口頭受理事件処理簿（平成28年7月8日）」が「eふらっと提供資料（証拠保全されたもの）」（乙C14）とは別に存在することが形式上明らかである。

(イ) 「5 電話・口頭受理事件処理簿（平成28年7月8日）」と同様に列挙されたものとして、「9 電話・口頭受理事件処理簿（令和5年3月27日）」が存在し、それは乙C第17号証として提出されているが、同号証は被告恵庭市自身の職員が作成した記録であり、同じ形式で列挙されているものの作成主体が異なるとは考えがたい。

イ 調査委員会議事録における発言内容からも、調査委員会に提出された「電話・口頭受理事件処理簿（平成28年7月8日）」が、乙C第14号証1頁の平成28年7月8日付け「電話（口頭）受理事件処理簿」とは別物であることが明らかである。

具体的には、以下のとおりである。

(ア) 乙C第4号証3頁中段の庚委員の2回目の発言に「市のサーバーに残っていた平成28年7月8日の記録」との文言があり、乙C第5号証9頁の

佐藤課長の1回目の発言冒頭にも「7月8日に対応（市のデータに残っていた口頭受理）」との文言があり、eふらっとの記録ではなく市のサーバーに残っていた記録であることを前提に話がなされている。

(イ) 乙C第5号証1頁の乙課長発言の冒頭で、「平成28年7月8日の障がい福祉課保有の記録について。」「当時私は育恵会の事務を担当していて、自分で記録したものなので割と覚えている。」との文言があり、eふらっと作成の記録（乙C14）とは別に、乙課長が作成した記録があることは明らかである。

(ウ) 乙C第5号証1頁の戊委員長の発言で「7月8日の記録の最後に『【今後の対応】7月11日以降にXさんに電話し、障害者手帳取得に向けて判定依頼調査書の作成に協力を依頼する」とあるが」とあるが、乙C第14号証1頁の平成28年7月8日付け「電話（口頭）受理事件処理簿」にはこのような文言は存在しない。

戊委員長が、調査委員会の場で参照しながら発言している「7月8日の記録」は、明らかに乙C第14号証1頁の平成28年7月8日付け「電話（口頭）受理事件処理簿」とは別物である。

(エ) 乙C第3号証3頁の中段の己副委員長の2回目の発言に「平成28年7月8日の『電話・口頭受理事件処理書』に記載のある育恵会のWさんは存命なのか。」との文言があるが、乙C第14号証1頁の平成28年7月8日付け「電話（口頭）受理事件処理簿」には育恵会のW氏に関わる記載は存在しない。

己副委員長が調査委員会の場で参照しながら発言している「平成28年7月8日の『電話・口頭受理事件処理書』」は、明らかに乙C第14号証1頁の平成28年7月8日付け「電話（口頭）受理事件処理簿」とは別物である。

## 第2 公金支出の有無について

1 被告恵庭市は、その準備書面(1)「第4」第2項(6頁)において、X牧場にも育恵会にも、「補助金、助成金、委託金名目での公金の支出はない」とする。

しかし、原告らが、その求釈明申立書(2)「第1」において明らかにすることを求めていたのは、「補助金、助成金、委託金等の名目での公金支給の有無」である(下線は原告ら代理人において付した)。

2 原告らは、前項記載の被告恵庭市の回答について、①補助金、助成金、委託金名目以外での公金の支出はあるという意味か、それとも、名目の如何を問わず公金の支出はないという意味かを明らかにすることを求めると共に、②仮に双方又は一方に公金を支給していた場合、それぞれの年度と金額の内訳を可能な限り明らかにすることを改めて求める。

以上